

原 著

正史に登場する金神信仰について— 金神考・その2

Religious worship of konjin recorded on official archives

駒口 秀次

要約: 金神禁忌の方の用棄については、仁安3年(1168)6月26日に出された後白河院の「御教書」によって完全に陰陽道で抛棄されることになった。だが、これはあくまでも清原定俊らが導入した「金神七殺方禁忌」に限ってのことであり、賀茂在方の『暦林問答』、賀茂在盛の『吉日考秘伝』からその註記が削除されるまでの間、なお陰陽道では六壬式占から導き出される五行説の金神と混同して採用されていた。ところが、この金神七殺方位を「司る神」金神が、鎌倉後期から室町期にかけて編纂された『篋篋内伝』において「巨旦大王の精魂」に仮託され、新たな神として登場してくる。その背後には、真言密教僧、台密系僧侶、修験者、卜部流神道者を含めた法師陰陽師、あるいは民間陰陽師といった巫祝の徒、暦法家、造曆師といった介在者があり、そこに民間信仰に深く沈潜していく金神信仰の新たな創造の営みがあることを考察する。

Key Words: 金神禁忌の僉議、十二籌法の朴占、勘解由小路家の口伝、『篋篋内伝』の金神、金神創造の介在者

一. はじめに

承元4年(1210)9月5日に安倍孝重が後鳥羽上皇の院宣を承けて、朝廷関係の造作、移徙、神仏事の諸行事の吉凶と、その先例を勘申した陰陽寮の勘文を整理し記録した『陰陽博士安倍孝重勘進記』〈注1〉がある。それによると、金神七殺方事について、

一金神七殺方事

甲己年 在午未申西方 乙庚年 在辰巳方

丙辛年 在寅卯午未子丑方 丁壬年 在寅卯戌亥方

戊癸年 在申酉子丑方

已上見百忌曆并三元九星曆等

とあり、「金神七殺方」が『百忌曆』『三元九星曆』を典拠にして採用されていることを記録している。そしてその後に、陰陽寮で金神方禁忌の用棄についての仗議がなされ、「禁忌ある可からず」との結論をみた経緯が簡略に記されている。すなわち、

- ①白河天皇御在位の応徳年間(1084~1087)に清原定俊真人が金神七殺方を忌避すべき旨を勘申したことにより、金神方禁忌のことが陰陽寮で採用されるこ

とになった。だが、後白河天皇御在位の保元2年(1157)内裏造作の折りに、陰陽寮が連署し先例を注し、金神方禁忌の用棄についての仗議に及び御占がなされた結果、金神方を忌避することを停止する旨の宣下が出された。

- ②ところが、定俊の孫俊安らが永暦元年(1160)8月に再度、金神方を忌避する解状を提出し、二条天皇御在位の応保元年(1161)12月に金神方を忌避すべきとの宣示が出されたが、その後、何の沙汰もなく金神方禁忌の用棄が定まることはなかった。
- ③元来、金神方を忌避することは陰陽道が典拠とする本書に所見がなく、その上、大將軍方、王相方、大將軍遊行方、天一・太白・土公出遊方、遊年・禍害・絶命・鬼吏方といった諸禁忌方が多く、金神方まで加えられてはどの方位に方違えの吉方を定めたらよいか空気がなく、斟酌の上やはり、金神方忌避のことは採用されるべきではないのではないか。
- ④康和の聖代(1099~1104・堀河天皇の御世)から永久の明時(1113~1118・鳥羽天皇の御世)にかけて、陰陽寮にあつては安倍、賀茂両家ともに「当代の名儒」を輩出しており、金神方禁忌については「各不可有禁忌之由」と勘申した結果、それ以降は

停止することとなり、この件は既に決着している
—というのだ。

そこで本稿では、この『陰陽博士安倍孝重勸進記』に記載されている事項を検証し、仁安3年（1168）6月26日に後白河院の「御教書」によって「金神七殺方禁忌」のことが完全に停止され、それ以降、陰陽寮において「金神方禁忌」の取り扱いが大きく変化したことを明らかにし、さらに応永21年（1414）に賀茂在方が撰した『暦林問答』、長祿2年（1458）に賀茂在盛が撰した『吉日考秘伝』からもその註記が削除され、また永享8年（1436）以後に書写された吉田文庫本『六甲占抄』が引用する「口伝」が示すように「司る所の金神を用いざるなり」と、六仁式占の占法が変更されるに及んで、暦道の宗家である賀茂家からも完全に廃棄されるようになった経緯を考察し、その後『篋篋内伝』の「金神七殺方」「金神遊行事」「金神四季遊行事」「金神四季間日事」に収斂されていく、いわば陰陽道が取り扱う正史に登場する金神とは全く異なる、新たな金神信仰が創造される信仰的土壌を明らかにする方向で、この論をすすめたい。なお、先行研究については論を進めるなかで、その都度提示することとする。

二. 金神禁忌の用棄についての僉議の経緯

(1) 『兵範記』掲載の僉議

『兵範記』仁安3年（1168）6月22日の条〈注2〉によると、内裏修理と中和院新造のために六条天皇が御方違えすべき吉方を定めるに当たって、陰陽頭・賀茂在憲、同助・安倍泰親一同が金神七殺方をどう取り扱うべきか、その用棄が往古代々定まっていなかったので、時の後白河院に勘申した。その結果、仁安3年6月26日に

金神七殺方不可忌避之由雖不宣下、直可下知官外記旨奉仰、今朝以御教書仰両方了、応保元年之後、今度不仰。猶可為禁忌之故也、其状云、

金神七殺方事、任保元二年（1157）宣旨、重自今以後宜停止忌避由所被仰下也、悉之、謹状、

仁安三年六月廿六日、権右中弁平、

清大外記殿

官方其状一同、遣大夫史隆職宿禰許了と、「宣下」ではなく「御教書」が出され、応保元年（1161）12月に清原俊安らの解状により一旦は金神禁忌を採用すると宣下が出されているが、今回は直接それには触れず、それ以前の保元2年12月23日に公卿をはじめ陰陽道、紀伝道、明経道の諸博士らによって僉議が

なされた結果出された「宣旨」に基づき、「自今以後」は金神方禁忌のことを重ねて停止する旨、紀伝明経道・前音博士・清原俊安と、それを採用すべきかどうか疑問を呈していた陰陽頭・賀茂在憲、同助・安倍泰親との両方に伝えたというのである。

『玉葉』承安3年（1173）正月13日の条〈注3〉に、九条兼実が安倍泰茂を召して所勞のことを問う中で「金神七殺方憚るべきや否や」と尋ねたところ、泰茂は金神禁忌のことについて、

①『百忌曆』に「一神殺を犯せば七人を殺す云々」とあり、それを典拠に清原頼隆以下「彼家之輩」は金神忌を採用すべきだと申し出ているが、陰陽道ではもともとこの金神忌は採用していないことであり、

②陰陽道が「規模」とする本書『新撰陰陽書』にも、この「金神方忌事」は掲載されていないことでもあり、

③とりわけ「上古の保憲、清明の時」に、この金神方忌の事については採用されたことが全くないこと一などを根拠にして「度々沙汰ありと雖も、遂に以て棄てられたんぬ」「更に忌み避くべからず」と答えている。

また『玉葉』承安3年（1173）4月8日の条〈注4〉に、一金神七殺方事

申云、度々有沙汰、近代都被棄了。不被忌之云々、とあり、紀伝・明経道の清原頼隆、定俊、俊安らによって「証拠となし難き」『金神秘決曆』を典拠にして導入された金神七殺方禁忌のことは、後白河院のこの御教書によって陰陽寮の占法から「近代」すべて拋棄され、完全に廃棄されることになっていたことがわかる。

(2) 保元2年の金神方禁忌停止の僉議

『兵範記』仁安3年（1168）6月22日の条〈注5〉によると、保元2年（1157）12月13日に金神方禁忌の用棄についての僉議がなされた当時の模様が、右兵衛督藤原光頼によって執筆された「陳定文」のなかに記されている。それによると、「紀伝明経道等勘申陰陽道申金神方禁忌事」とあり、

①左大臣藤原伊通、左大弁藤原雅教が「定申」には、「金神の忌み、子細」弁じ難く、陰陽道の典拠とする『新撰陰陽書』には「捨ててこれを採らず」、しかも賀茂保憲の『暦林』では「嫌がりて」これを採用していないことでもあり、応徳年間（1084～1087）に清原定俊が申し出たことにより金神方忌避のことが採用されることになったが、陰陽道の輩は金神の忌については伝習していないのであり、紀

伝・明経道等が再び金神方禁忌の用棄の是非を勘申することは「異端を攻（オサ）むる」ことでもあり、また清原家一統のみならず陰陽寮で金神方禁忌採用のことを繰り返し僉議することは「これ害あるのみ」〈注6〉だと指摘し、さらに「自古以来」陰陽家が採用していない金神忌を強いて採用する必要はないと主張している。

②また、按察使藤原重通が「定云」には、音博士抛清原俊安が勘申するに当たって典拠とした『金神秘決曆』は「未だ施行せられざるの書」であり、金神忌採用の「証拠とは為し難き」典拠であると指摘し、

③そして、右衛門督藤原経宗、左兵衛督源雅通、右兵衛門督藤原光頼等が「定申」には、「近世以降」忌み来りし禁忌をおもむろに「改張」することは、たやすく「定め難き」ことであり、「此の如き事類は、時に臨んで用捨する」のが例であり、金神禁忌のことは陰陽家が「未だ伝へ知らざるの由」であるから「改行」することに何の妨げもないと指摘している。

④さらに、皇后宮権大夫藤原伊実、権中納言藤原公通等の「定申云」には、応徳、康和の御世にあらまし金神禁忌についての沙汰があったが、陰陽道では「忌み来たらざるの由申す」ことから、今回の奏状においても、諸道勘状のままに忌諱することを用棄したからといって何の疑賄もない

一と、諸卿僉議のことが詳細に記録されている。

この僉議の結果を受けて、保元2年（1157）12月23日に出された「今より以後、宜しく忌み避くるを停止すべし」との宣旨に基づき、後白河院よって改めて仁安3年（1168）6月26日に「御教書」が出され、それ以降は完全に陰陽道から金神七殺方禁忌のことは抛棄されることになった経緯がわかる。

したがって、この僉議の内容から推して陰陽道にあっては、応徳年間（1084～1087）に清原定俊らが導入してから後、紀伝道・明経道の「彼家之輩」が金神七殺方禁忌のことを採用すべく度々勘申したことは「異端」のなせる業であり、「これ害あるのみ」であることに変わりはないのであり、安倍孝重がその『勘進記』において「皆継累祖之遺業、則為当代之名儒、各不可有禁忌之由勘申了」とまで強弁できたのは、この後白河院の「御教書」が背景にあったからであるといえよう。

（3）『諸道勘文』で取り扱われている金神

ところで、陰陽道が採用しないと抛棄したのは、あく

までも紀伝・明経道の清原定俊已下「彼家之輩」が導入した「金神七殺方」を「忌避」することに限ったことであり、六壬式占の占法から導き出される陰陽道独自の五行説から登場する金神までには至っていなかったことに留意しておく必要がある。

『諸道勘文』〈注7〉に安倍泰親が「八幡宮外殿御躰可被改造哉」、また「可奉渡護国寺像歟」どうか、両条の吉凶子細を朴占した勘申内容が記録されている。この両条のうちの護国寺の御躰を移すことについての勘文に、

一 二籌御占依為不吉、不可被奉渡護国寺御躰事、
 発用帶騰虵凶将也。伝得太一凶将也。将帶勾陳凶将也。終帶白虎凶将也。大歳上又帶白虎凶将也。日上帶騰虵凶将也。卦遇伏吟凶将也。

とあり、この護国寺の仏像移渡については、十二籌法に基づいて泰親が不可であると勘申したのであるが、その推断理由を陰陽博士・賀茂在憲が検証し、保延6（1140）年5月12日に「右両方推条、依宣旨勘申如件」と提出している。

その「不可被奉渡」であるとの推断理由のなかに七箇条の凶将があり、その一つ「終帶白虎」については「終伝送・白虎、共為金神、為死氣、主穢氣不浄也」とあり、陰陽寮で行われる六壬式占の「十二籌法」に基づいて導き出される終伝の白虎の上に乗って登場する金神の神性が「穢氣不浄」を所主し、「死氣」となる属性のあることから「不可被奉渡護国寺御躰事」との推断を下したというのであるが、その推断を下す理由の一つとして凶将としての金神がここに採用されていることである。

このことは、紀伝・明経道が主張する金神七殺方禁忌のことが後白河法皇の御教書によって完全に停止される以前に、陰陽道ではなおその用棄が定まらず、六壬式占の占法によって導き出される、いわゆる五行説から登場する金神については引き続き朴占で採用されていたことを示している。

したがって、陰陽道が取り扱う金神方禁忌は、どこまでも六壬式占の占法によって十二将、十二月将に乗って登場する五行説からの金神が主であり、必ずしも紀伝・明経道が主張する金神七殺方禁忌で取り扱う金神ではなかったと指摘できよう。

三. 民間に流布する金神信仰の糸口

（1）賀茂氏・勘解由小路家の金神の取り扱い方

ところが、室町時代の永享8年（1436）以後に書写されたといわれる吉田文庫本『六甲占抄』〈注8〉によると、

一推疾病篇曰、白虎剋日重、被日剋白虎輕、
言、日者日上神也、白虎、日上神ヲ剋セハ、病重シ、
日上神、剋白虎、病輕シ、
口伝云、白虎者金神也、占相剋時ハ、棄金神ヲ、以
乗神可占相剋也、(中略)、

とあり、次いで、

一口伝云、白虎土水ノ神ニ乗シテ、病人ノ行年・本
命・日・辰ノ上ニ加ラハ、最重シ言、白虎者金神
也、値テ土水之神、其勢弥盛ニシテ、殺・害ス病
人ヲ、土生金、金生水之故也、

白虎乗火神、加病人行年・本命・日・辰上者、少シ
輕シ、火神ハ白虎相剋ノ神也、故白虎失テ勢、不得
強盛故也、白虎者金神、火剋金ノ故也、惣シテハ乗
神ヲ以テ立相性・相剋、不用所司金神也、

とある。

これによると、六壬式占の課式上の白虎について「相
剋を占うときは金神を棄て、乗る神を以て相剋を占うべ
きなり」といい、また「口伝」に「白虎は金神」なるが
故に惣じて「乗る神を以て相性・相剋を立て、司る所の
金神を用ひざるなり」とあり、白虎と日上神との相剋関
係をみるのに、金神が乗る十二月將の五行の相性、相剋
で判断し、決して白虎の背後から登場する金神の神性を
用いて判断すべきではないと伝えていたことがわかる。

このことから、陰陽道において六壬式占の占法に基づ
いて朴占するに当たって、この「口伝」が記録された室
町時代(15世紀半ば)までの段階で、すなわち小坂眞二
氏によれば『曆林問答』の撰者・賀茂在方(1444没)が
撰した「口伝」ではないかとされるのであるが、その段
階では、すでに金神七殺方禁忌の不採用のみならず、
十二將、十二月將に乗ってその背後から登場する五行説
の金神そのもの、あるいはその所主する神性までも陰陽
道では抛棄し、決して採用していなかったことがわか
る。

これは、おそらく、

- ①陰陽道にとって「異端」でしかなかった紀伝・明經道
の清原一族が金神七殺方禁忌の法を導入したこと、
- ②陰陽道が典拠とする『新撰陰陽書』などの本書、本
条、本文にはこれを捨てて採用されていないこと、
- ③賀茂保憲の『曆林』が代表するように、陰陽道では
金神禁忌のことを「嫌がり」てこれを採用していな
かったこと、
- ④「金神の忌み」については、その「子細」弁じ難
く、陰陽道之輩はその伝は習わず、用いずとの伝統

が確立していたこと、

- ⑤保元2年(1157)の宣旨、さらに仁安3(1168)年
6月26日に出され御教書によって、金神七殺方の禁
忌が停止されたこと、

- ⑥応永21年(1414)に賀茂在方が撰した『曆林問答』
には金神方禁忌のことが一切触れられず記載されて
いないこと

一などといった理由により、陰陽道が金神七殺方の禁忌
を廃止していたことから、鎌倉末期から室町初期にかけ
て六壬式占から導き出される、いわゆる五行説から登場
する金神の神性そのものまでも抛棄し、「司る所の金神
を用ひざるなり」という占法を導き出していったのでは
ないかと推察できる。

(2)「司る所の金神を用ひざるなり」との理由

だが、こうした理由のみで陰陽道の朴占で金神を取り
扱うことを抛棄し廃棄したと結論づけるには幾ばくか早
計に過ぎるといえよう。というのは、賀茂家榮が保延2
年(1136)以前に撰したといわれる『陰陽雜書』「第九
方角禁忌」の状(注9)に、

金神七殺方、甲己年午未申酉方、乙庚年辰巳方、丙
辛年寅卯午未子丑方、丁壬年寅卯戌亥方、戊癸年申
酉子丑方

とあり、金神七殺方の年干を掲げた後に、

今案、此方角犯之、其家内七人死。若其内不足七
人、隣家七人死、大凶也。尤可避之。

とあるからである。また『玉葉』承安3年(1173)正月
13日の条(注10)には、

更不可忌避。但百忌曆文云、犯一神殺七人云々

とあり、さらに鎌倉末期から室町初期(永仁2年
・1294)以前に太政大臣・洞院公賢(1290~1360)が撰
し、その曾孫実熙が増補したといわれる『拾芥抄』下・
八卦部第三十四(注11)には、

金神七殺方事 当三白九紫方、時無忌云々、

甲己年 在午未申酉方。乙庚年 在辰巳方。

丙辛年 在寅卯午未子丑方。丁壬年 在寅卯戌亥
方。

戊癸年 在申酉子丑方。

とあり、その後に註記を附して、

已上作犯一舛。殺七人家人 不足。隣人慎之。

大呂才 百忌曆文也。但異本文章 頗有削乎。

とあるからである。

このことは、応徳年間(1084~1087)に清原定俊らに
よって「証拠とは為し難き」『金神秘決曆』を典拠とし

て金神七殺方禁忌のことが導入されたのであるが、この『金神秘決曆』に換わって平安後期から鎌倉期にかけて、大呂才編の『百忌曆』を主たる典拠として引き続き「金神七殺方事」が「一神を犯せば家人を殺す。足らざれば隣人、之を慎む」「尤も避けるべき」対象として、陰陽道において採用されていたことを示している。

だがそれ以上に、陰陽道の宗家として賀茂家の暦道を世襲した家栄が撰した『陰陽雑書』において、敢えてこの金神七殺方を採用し註記を施していることは、陰陽道が取り扱う暦本編成あるいは日時勘文などの暦注部分に、この金神七殺方禁忌のことが採用されていたのではないかと指摘できる。

ところが、ここで看過できないことは、元暦元年（1184）9月に陰陽頭に補せられた安倍泰忠が整理し書写したという『陰陽略書』〈注12〉に「一、諸神禁忌法」とあり、その後、金神七殺方の年干を記した上で、

犯土・作事、一切不可犯

と記載していることである。また、承元4年（1210）9月5日に陰陽寮の勘文を整理し記録したという『陰陽博士安倍孝重勘進記』には、金神七殺方の年干を記載した後に、

已上見百忌曆并三元九星曆等

とあり、『陰陽雑書』をはじめ『玉葉』『拾芥抄』が『百忌曆』を典拠にして採用した「一神を犯せば家人を殺す。足らざれば隣人、之を慎む」との「尤も避けるべき」「金神七殺方事」を敢えて記載せず、ただ「犯土・作事、一切犯すべからず」とのみ記し、その典拠とする『百忌曆』『三元九星曆』を記載していることである。

このことは、陰陽道の宗家である賀茂、安倍両家にとって、天文道を踏襲する安倍家と暦道を世襲する賀茂家とでは、基本的に金神七殺方禁忌のことについての取り扱い方が異なっていたことを示している。

したがって、賀茂家栄が『陰陽雑書』において金神七殺方を採用し敢えて註記を施していることは、この金神七殺方禁忌のことが賀茂家の職掌とする暦道において暦本の編成あるいは日時勘文などに、暦注として採用していたことを示している。これに対して、天文道を踏襲した安倍家においてはもともと、この金神七殺方禁忌のことを積極的に採用していなかったことを示しているといつてよいであろう。

だが、応永21年（1414）に賀茂在方が撰した『暦林問答』、あるいは長祿2年（1458）に賀茂在盛が撰した『吉日考秘伝』にその註記が削除され、また永享8年

（1436）以後に書写された吉田文庫本『六甲占抄』が引用する「口伝」が示すように「司る所の金神を用いざるなり」との占法が確立していたことから、暦道の宗家である賀茂家においても室町期半ば頃までの間に、暦本の編成、あるいは日時勘文などの暦注部分から、この金神七殺方禁忌のことが完全に削除され廃棄していたのではないかと指摘できる。

したがって、陰陽道が取り扱う六仁式占によって導き出される、いわゆる五行説の金神そのものの神性に、この金神七殺方禁忌に登場する金神までもが加上され、「尤も避けるべき」対象として、金神そのものが暦本の暦注ないしは日時勘文などを介して広く享受され伝播していたにもかかわらず、賀茂氏・勘解由小路家が伝える「口伝」に「司る所の金神を用いざるなり」とあるごとく、また群書類従本『方角禁忌』〈注13〉に「一又金神七殺方」とあるその標題の傍注に、

又金神七殺方。省略不書取也イ

と、異本を書写する段階で金神七殺方を敢えて「書き取らざる也」とあるごとく、仁安3年（1168）6月26日に出された後白河院の「御教書」以降、鎌倉末期から室町期にかけて陰陽道では、金神七殺方禁忌のみならず、六仁式占によって登場する金神そのものに対する取り扱い方までもが大きく変化していたことがわかる。

これはおそらく、金神七殺方禁忌に登場する金神、六壬式占によって十二将の白虎、太陰、十二月将の伝送、従魁の上に乗ってその背後から登場する五行説の金神が、

- ①より凶神性をおびた、負のイメージを背負った、忌避されるべき対象として、その神性がそれぞれに分節化（図2参照）され、
- ②決して顕在化することなくさらに複合化し、複雑な働きを呈する独自の神性をもった「異端」の神としての金神へと成長していき、そのために、
- ③陰陽道が取り扱う五行説の領域から逸脱し、「尤も避けるべき」また「尤も厭ふべき」厲鬼性をおびた神として、負のイメージを背負ったまま沈潜化し、
- ④室町期の半ば頃には、陰陽道では「金神を棄て」「司る所の金神を用いざるなり」と完全に廃棄されるようになっていたこと

一といった理由により、凶神性をおびた負のイメージを背負ったまま、既存の聖なる秩序体系を変更しそれを超えて示現する「異端」の神として、また厲鬼性をおびた「尤も避けるべき」対象の神として、官制・陰陽道から逸脱し、それ故にこそ逆に紀伝・明経道の清原一族に

よって導入された「金神七殺方禁忌」のなかに吸収され、独自の金神信仰を展開する方向へと加速していったのではないかと推察できる。そして鎌倉末期から室町期にかけてこの金神七殺方禁忌の取り扱い方が大きく変化していった理由には、この金神のもつ神性に凶神性、厲鬼性、行疫性があったからであり、そこに金神信仰が民間に伝播する糸口があるのではないかと指摘できよう。

(3) 『簠簋内伝』による金神信仰の民間への流布

ところで、陰陽道の宗家が他見を憚って公表しなかったともいわれる『簠簋内伝』巻第一の五〈注14〉には、

甲己歳 午未申西方 乙庚歳 辰巳戌亥方
戊癸年 在申酉子丑方。

丙辛歳 子丑寅卯方 丁壬歳 寅卯戌亥

と、金神遊行についての年干を記した後に、

右此金神者、巨旦大王精魂也。七魄遊行而 殺戮南閻浮堤諸衆生、故尤可厭者也。

とあり、この『簠簋内伝』が編纂された鎌倉末期から室町初期にかけて、金神七殺方に登場する金神が「巨旦大王精魂」〈注15〉に仮託され、「七魄」遊行して七人の家人を殺戮し、足らなければ隣人を慎むという「尤も厭ふべき」対象の神として位置づけられていることである。このことは、陰陽道で取り扱う六仁式占によって導き出される天盤、地盤に「乗る神」に対してそれを「司る神」として登場してくる金神とは全く異なった、新たな金神がこの『簠簋内伝』から登場してきたことを意味する。

(イ) 小泉光保『頭書長暦』『循環暦』の視点

享保2年(1712)に小泉光保(松卓)が著した『循環暦』〈注16〉によると、

此方ニ向ヒ造作移徒、或ハ窓戸ヲ開キ、其外万事大凶。右ノ外屏・築地ヲ構へ、城郭ヲ築キ、或ハ備ヲ立テ敵ヲ追フ等ニ此方ヲ慎ムベキ也。

「簠簋」金神ハ巨旦大王ガ精魂也。亡魂遊行シテ南閻浮堤ノ諸衆生ヲ殺戮ス。故ニ尤モ厭フベキ者也。

「百忌暦」金神此方ヲ犯セバ七人ヲ殺ス。家人足ラザレバ隣人之ヲ慎ム。「暦鑑」簠簋ヲ取意シテ之ヲ記ス。「暦林」金神ヲ載セズ。蓋シ今新暦ニ註セル金神ハ「通書」「百忌暦」、一理ノ法ニシテ「簠簋」「長暦」「暦鑑」等ノ説トハ所々相違有ル也。

此品、貞享年中ニ予ガ考ル所「頭書長暦」ニ分明ニ之ヲ載ス。或ハ遊行并ニ間日タリト雖モ輒(タヤス)ク之ヲ用ユベカラズ。扱テ遊行ノ日数「簠簋」「長暦」ニハ連続五日宛也。「拾芥抄」ト「暦鑑」

ニ六日宛之ヲ註セリ。今簠簋ニ随フヲ通用トス。とあり、諸本が採用する金神について校合検証している。そして、この『循環暦』以前の貞享5年(1688)に自ら著した『頭書長暦』〈注17〉には、

金神ノ方大底ハ古板ノ本文ニ出ル通り簠簋ノ異説ニ当ル四金神計リヲ用ユト云ヘドモ其ノ来由ヲ尋ヌル時ハ貞ナル出書モナキ名目ナリ。殊ニ曆府通書ヲ考フレバ簠簋ノ本説ト異説ノ集合ニ当ル六金神ヲ用ル例モ見ユ。故ニ今マ簠簋ノ本説ト通書ノ法トヲ本文ノ異説ニ校(タクラ)ヘ注ス者ナリ。兎角家伝ノ口決ヲ受ケテ理ヲ明ラムベシ。軽忽ニ之ヲ試ムルコト莫レ。

サテ金神ハ蘇民将来ノ兄巨旦太王カ精魂ノ主トル方ナリ。巨旦ハ金姓ニテ魂七ツアルユヘニ金神七殺ト云フナリ。人民忘レテモ此方ヲ犯シ慢(アナド)レハ尖難ニ遇フコト、唯谷ニ響ノ応ズルガゴトシ。尚恐レテモ懼ルヘキハ此方也。就中屋造り、移徒、屏築地ヲ構へ、或ハ嫁姫、結婚等ニ深クキラフ也。仮令遊行若シ間日タリト云フトモ、輒ク之ヲ用フベカラズ。

とあり、貞享の改暦以前の暦本にはこの『簠簋内伝』の本説、異説に基づいて金神七殺方の註記がなされているのに対して、貞享の改暦以後の新暦の暦本には『通書』『百忌暦』を「一理ノ法」にして註記がなされていると指摘し、さらに金神七殺方の忌避すべき方位には四金神と六金神とがあり、古板の暦本には四金神のみ註記しているものが多いと検証している。そして、その来由を調査したが「貞(サダカ)ナル出書モナキ名目」でしかないと記している。

このことは、『簠簋内伝』が「本邦暦本の撰日法を記載した書物」〈注18〉としての性格を基本的にもっており、渡辺敏夫氏が指摘(図1参照)しているように、江戸時代に頒布された各地の民間暦には、この簠簋内伝の本説、異説に基づいての暦注が施されていることから、民間暦の頒布を介して金神が金神七殺方を「司る神」として、また「尤も厭ふべき」神として畏怖され伝播されていたことがわかる。

したがって、『簠簋内伝』が暦本の撰日法の典拠として暦道家・造暦師らによって使用される性格を本質的にもっている以上、小泉光保が『頭書長暦』で「分明」にしたように、『簠簋内伝』に登場する金神は「蘇民将来ノ兄巨旦太王カ精魂ノ主トル」方位神であり、「巨旦ハ金姓ニテ魂七ツアル」が故に「金神七殺」をもたらす行

疫神であり、「人民忘レテモ此方ヲ犯シ慢（アナド）レハ尖難ニ遇フコト、唯谷ニ響ノ応ズルガゴトシ。尚恐レテモ懼ルヘキハ此方也」との凶神性をおびた厲鬼神であると位置づけられ、貞享の改暦前後には「尚恐レテモ懼ル」べき「方位神」として頒暦を介して民間に伝播され享受されていったことがわかる。

（ロ）平田篤胤『牛頭天王暦神辯』の説

だが、各地の民間暦の頒布を介して「尚恐レテモ懼ル」べき「方位神」として広く人口に膾炙されていった金神が、この『叢書内伝』制作段階において、何故に官制・陰陽道で取り扱う金神と全く異なった「巨旦大王精魂」に仮託され、「七魄」遊行して七人の家人を殺戮し、足らなければ隣人を慎むという「尤も厭ふべき」神として新たに登場してくるのか。

平田篤胤翁がその著『牛頭天王暦神辯』（注19）の序において、

素戔鳴尊を、牛頭天王とまをし。櫛稲田姫命を、歳徳神と称し。備後の風土記には、素戔鳴尊の御子。

八柱坐すを、八将神と号け。そを暦神と称え奉る事は、吉備の真備が所為

とし、これがもとになって「世人まどはす占人、言好する巫祝等のみだり言、色々起りて、今し家相方位の事を言痛く言挙る人、多になり行て、其のみだり言を、たはやすくは、得さけがたきよしまで」論ったとしている。そして、唐から持ち帰った「暦書」をもとに方角禁忌にかかわる「天道、天徳、歳徳、金神、八将神の類」を吉備真備が「我が神世の神等の如く、詳に出自を説きがたき故に、風土記の傳より思ひ著て」「造説」をなしたといい、その吉備真備が

素戔鳴尊を、牛頭天王天道神とし。南海之女子と有るを、頗梨采女歳徳神とし。八柱子と有るを、八将神とし。将来二人を、天徳神、金神などに配て暦神となし。本地佛をさへに立て、五節は更なり。年中にある神事佛事も、皆こを法例と為したる物ぞと。其道に重みを付られし物と所思ゆるなり。

として、『叢書内伝』巻第一「三国相伝宣明暦経註巻上」に登場する牛頭天王、頗梨歳、八将神、蘇民将来、巨旦将来に、それぞれ天道神、歳徳神、八将神、天徳神、金神を附会し、「暦神」（注20）として造説したのだと説いている。

（ハ）『叢書内伝』の編者の意図

だが、この『叢書内伝』の編者が篤胤のいう「吉備真備」であるにせよ、また谷重遠が『泰山集』（注21）で

紹介した幸徳井家の継承者・安倍安富卿が伝える「真言僧」であるにせよ、さらに西田長男博士が指摘（注22）したように松浦道輔が『感神院牛頭天王考』でいう祇園社務家に入った天台僧・行円の孫で安倍家の流れを汲む晴算の曾孫「法眼・晴朝」であるにせよ、また、村山修一氏（注23）が西田説を受けて「祇園社を中心とする宿曜道の禁忌の書」あるいは「祇園社陰陽道の基準書」として編集した「宿曜道に縁の深い安倍流の一派が祇園執行家と結びついた」誰か—すなわち「晴朝」であるにせよ、中村璋八氏（注24）が現存する鈔本をもとに検討し「宣明暦経」の註解である巻三までが先行し、その後「造屋篇」が加わり四巻本となり、高野山の真言僧によって作成されていた「文殊曜宿経」が組み入れられ現行五巻本になったために、全巻が「真言僧」の作であるかのように伝わったという説であるにせよ、この『叢書内伝』の編纂過程で、金神七殺方禁忌のことを司る金神が「巨旦大王精魂」に仮託され「尤も厭ふべき」神として、官制・陰陽道が取り扱う金神とは全く異なった新たな金神として、何故に登場してくるのか、そこからは必ずしも、金神創造の新たな信仰的な営みを読み取ることができるとはいいい難いであろう。

したがって、賀茂在方が撰した『暦林問答』、あるいは賀茂在盛が撰した『吉日考秘伝』からその註記が削除され、また吉田文庫本『六甲占抄』が引用する「口伝」が示すように「司る所の金神を用ひざるなり」との占法が確立した室町期半ば頃までに、この『叢書内伝』が「本邦暦本の撰日法を記載した書物」（注25）として、また「祇園社を中心とする宿曜道の禁忌の書」として、あるいは「祇園社陰陽道の基準書」として編纂され、祇園感神院に関係する宿曜師、あるいは陰陽道を教理として習合した真言密教僧、台密系僧侶、さらには修験山伏、卜部流神道者（注26）らによって、牛頭天王、頗梨采女、八将神、蘇民将来、巨旦将来の物語を介して、金神七殺方を「司る神」としての金神が「尤も厭ふべき」対象として唱導され、そこで新たな金神創造の営みがなされたとすることは想像に難くないところであろう。

（ニ）新羅系法師陰陽師

村山修一氏（注27）によると播磨の国に、吉備真備が遣唐使を終えて帰朝した時に牛頭天王を勧請し祀ったと伝える広峰社の麓に新羅訓（シラクニ）神社があり、『延喜式』（注28）巻第十・神祇十・神名下にある飾磨郡四座のうちの一社「白国神社」がそれに相当し、「白国の四宮明神」とも称され、吉田東伍博士の『大日本地

名辞書』〈注29〉によると、そこには「白国太神」「白国国主明神」「白国大歳明神」「白国佐伯明神」が奉斎されており、「白国」は「新羅」で「広峰神官相伝」に牛頭天王が広峰社に遷座する前にしばらくこの地に坐したが故に「白国」と称したといい、また『播磨風土記』飾磨郡牧野の里の条に「新良訓（シラクニ）と號くる所以は、昔、新羅の国の人、来朝しける時、此の村に宿りき。故、新羅訓と號く」〈注30〉とあることから、村山氏は「けだし牛頭天王は平安朝以前、新羅人の集落ができた際、新羅系陰陽師がまつたもので、やがてここは播磨の法師陰陽師の拠点となった」と想定されている。そして『祇園社家記録』〈注31〉に応安4年（1371）に広峰の陰陽師が白河院の頃より泰山府君祭の料足を貰っていたという記録があることから、広峰の法師陰陽師が祇園社の草創期と深く関係のあったことを推定されている。

このことから、播磨の法師陰陽師のみならず祇園感神院と深く交渉のあった法師陰陽師、あるいは新羅系陰陽師らを介して各地において牛頭天王が勧請され、『篋篋内伝』にあるごとく、

悪（ニクミ）テモ悪ベキハ巨旦ガ邪氣、殘族、魍魎魁魎ノ類、信テモ信ズベキハ牛頭天王、八王子等ナリと、「牛頭天王縁起」を介して金神攘却、災厄解除の祭文が唱導されていたのではないかと推定できる。

以上のことから、「尤も厭ふべき」金神七殺方位を「司る神」金神が「巨旦大王精魂」に仮託され「尚恐レテモ懼ル」べき方位神、行疫神、厲鬼神として、さらには「破壊と創造の両面的機能」〈注32〉をもった神として人口に膾炙されるようになった背景には、一つには暦法家、造暦家らの頒暦による暦注部分からの伝播があり、今一つには陰陽道と深く交渉をもった真言密教僧、台密系僧侶あるいは修験山伏、卜部流神道者を含めた法師陰陽師、さらには牛頭天王を「守護神」〈注33〉として奉斎する新羅系陰陽師らによって唱導される牛頭天王の祭文からの伝播があり、そこに「トランスカルチュレーション」を伴う「コンタクトゾーン」において即興的な「変成譚」を創出〈注34〉する金神信仰の新たな創造の営みをなす土壤があったのではないかと指摘できよう。

四. もう一つの金神信仰の享受者

ところで、後白河院の「御教書」が出された12世紀半ば以降から、賀茂在方の『暦林問答』、賀茂在盛の『吉日考秘伝』、さらに『六甲占抄』が出された15世紀半ば

までの間に、官制・陰陽道が取り扱う金神方禁忌のことが『篋篋内伝』の「金神七殺之方」「金神遊行事」「金神四季遊行事」「金神四季間日事」に収斂され、暦法家、造暦師、法師陰陽師らを介して広く伝播していった以上に、平安後期から鎌倉、室町期にかけて卜占、巫術、加持祈祷等を行う巫祝の徒を含めた、いわゆる「民間陰陽師」によって享受され伝播していった、もう一つの金神信仰のあることを見落としてはならないであろう。

(1) 白虎、太陰が所主する金神信仰の享受者

京大本『占事略決』「十二将所主法第四」の脚注に、白虎、主刀兵、為皮革・刀兵、口舌也、とあり、また十二将・太陰が「為帷帳、為歩障、主笠・蓑也」とある。このことから推測すると、十二将・白虎に乗ってその背後から登場する金神には「刀兵」を所主する神性があり、また兵具として使用される刀、鎧、甲冑などに用いられる皮革の製造にかかわる属性があると認められることから、それらを製造する刀鍛冶、刀磨、鞍細工、鎧細工、鞆巻切、矢細工、箆細工といった兵革にかかわる職業民を管轄する神として、平安後期から鎌倉にかけて、金神がその職業民の信仰の対象となっていたのではないかと推測できる。

小坂眞二氏〈注35〉によれば、この京大本『占事略決』は保元元年（1156）に安倍泰親が息男・親長に伝授した自筆の書写本が原本であり、それを親長の孫・泰隆が書写しさらに後人が転写したもので、現存本の表紙に所持者の名が「青松」とあり、その名が清原國賢である〈注36〉ことから、安土桃山時代に清原家が所持していたものであり、その注記は明経家の清原氏によるものがあつたのではないかと指摘しておられる。

このことから、少なくとも京大本『占事略決』の注記がなされる段階で、いわば安土桃山時代の頃までには、白虎に乗ってその背後から登場する金神が、兵具としての刀、鎧、また甲冑に比定され、それに使用される皮革などの製造にかかわる職業民、盛田嘉徳氏の言〈注37〉によれば生産的雑業者を所主する神として、また、その信仰の対象として、これらの職業民に金神信仰は享受され伝播されていたのではないかと推測できる。

また、十二将・太陰に乗ってその背後から登場する金神には、「蓑・笠」を主り、「帷帳」「歩障」となる属性があることから、少なくとも安土桃山時代の頃までには、蓑作、笠縫、御簾編といった木、竹、草などを細工する職業民、あるいは白布売、縫物師といった繊維加工

に携わる職業民を管轄する神として、また、これらの生産的雑業に従事する職業民の信仰の対象として享受され伝播されていたのではないかと推察できる。

(2) 伝送、從魁が所主する金神信仰の享受者

十二月将・伝送について『占事略決』「十二将所主法第四」に、

四月、伝送、金陽神、吉、治在申、為道路神、主遠行・商売事

とあり、京大本の頭注には「伝送、主遠出人也」とある。さらに、『五行大義』第二十「論諸神」には「伝送主申金神」とあり、また「申伝送者、伝其成物送、與冬蔵也」とあり、「伝送主掩捕」とあることから、この十二月将・伝送と、その地支・申に乗ってその背後から登場する金神には「道路神」となる属性があり、「遠行」「商売事」「遠出人」を所主する神性があつたことがわかる。

このことから、十二月将・白虎、太陰に乗ってその背後から登場する金神が生産的雑業に従事する職業民を所主しているのに対して、十二月将・伝送から導き出される金神の神性には、それらの職業民の手細工によって生産された商品を背負って「遠行」する「遠出人」すなわち行商人、辻売商人といった非生産的雑職者を所主する働きが付与されていたのではないかと推察できる。

また、尊経閣文庫本の頭注に「刑像、申者身也、葬車ト云也」とあり、京大本の傍注に、「(伝送)、為喪事、伝送、主刀兵、死喪也」とあることから、伝送に乗って登場する金神には、「刀兵」「掩捕」を所主する神性があり、「喪事」「死喪」「葬車」〈注38〉ともかわる属性があつたことがわかる。

したがって、十二月将・伝送に乗ってその背後から登場する金神が、「遠行」する「遠出人」— 行商人、辻売商人、あるいは「掩捕」「喪事」「葬車」といった義務労役にかかわる非生産的雑職者〈注39〉を管轄する神として、また、その信仰の対象として、それらの職業民に享受され伝播されていたのではないかと推察できよう。

さらに、三月将・從魁に乗ってその背後から登場する金神が「竈神」に比定され、「移徒・揺動事」「死喪」を所主する神性ばかりでなく、尊経閣文庫本の從魁の頭注に「有酒食相争、釘神、一人有不知人」とあり、京大本の傍注に「為針神、從魁、主金□(鉄?)、雨水、官祿也」とあり、「釘神」「針神」にも比定され、「金鉄、雨水、官祿」を所主することから、この從魁の背後

から登場する金神が番匠、釘鍛冶、あるいは針師といった職業民を管轄する神として、また、その信仰の対象として、それらの職業民に享受され伝播されていたのではないかと推察できる。

以上のことから、十二月将・白虎、太陰、十二月将・伝送、從魁に乗ってその背後から登場する金神は、その所主する神性が分節化(図2参照)され、同時に、その属性から生産的雑業者、非生産的雑職者を管轄する神として比定され、さらに周縁の社会構造のなかで分節化され、それらの職業民の信仰の対象として享受され伝播されていたのではないかと推察できる。

このことは、京大本『占事略決』の脚注、傍注、あるいは尊経閣文庫本『占事略決』の頭注が何よりも示しており、京大本『占事略決』の脚注、傍注が附された段階、いわば安土桃山時代の頃の段階までには、この金神が既に陰陽道で取り扱う領域を逸脱し、生産的雑業者、非生産的雑職者を多く輩出した、いわゆる「祇園神人」〈注40〉、「祇園神民」〈注41〉ともいわれる祇園感神院周辺に集中する、いわば「民間陰陽師」とも称される職業民らによって『篋篋内伝』巻第一に伝える牛頭天王の物語、さらに巻第二に伝える盤牛大王の物語とともに伝播し、独自の金神信仰へと展開し深く民間に浸透していった、もう一つの金神信仰のあつたことを指摘しておきたい。

五. まとめ

以上考察してきたことから、陰陽寮で取り扱っていた五行説から登場する金神が室町期半ば頃に「金神を棄て」「司る所の金神を用ひざるなり」と完全に廃棄されることになった遠因には、この金神が方位神、遊行神、行疫神、破壊神、また地の神として、凶神性、厲鬼性をおびた「異端」の神として、負のイメージを背負ったままの神性を所主し、さらに「悪(ニクミ)テモ悪ベキハ巨旦ガ邪氣、残族」「尚恐レテモ懼ル」べきは金神七殺方位を「司る神」金神として「牛頭天王縁起」を介して鎌倉期から室町期にかけて広く民間に唱導され伝播していったことが大きく作用しているのではないかと推察できる。加えて既存の聖なる秩序体系を変更しそれを超えて示現する「異端の神」金神を信仰の対象として享受し、「尤も厭ふべき」神として唱導し伝播していった暦法家、造歴師、法師陰陽師、民間陰陽師らの介在者の存在が、独自の金神信仰を展開する方向へと導いていったことも、より大きな要因になっているのではないかと指摘できる。

図1 地方暦の金神忌採用の典拠 渡邊敏夫著『日本の暦』をもとに作成

	籠篋内伝	籠篋異説	拾芥抄	
京 暦	△	◎		◎は、主に準拠する説を採用したもの。 △は、稀に準拠する説を採用したもの。 ○は、ほぼ準拠したと認められる説を採用したものを表記。
伊勢暦		△	◎	
南都暦		◎		
泉州暦		△	△	
三島暦	○			
会津暦			◎	
いせこよみ			◎	

図2 五行説から登場する金神の神性およびその属性と享受者

	乗る神	司る神	陰陽	吉凶	方位	神 性	比定される神	所主する対象(属性) 金神信仰の享受者
十二將	白虎	金神		凶	申	疾病死喪刀兵鬪訟		皮革、折傷、骸骨、不浄、口舌、甲冑用の皮革製造関連の職業民
	太陰	金神		吉	酉	弊匿陰藏簀笠		帷帳、歩障、所処娶婦、織維加工、木竹箕細工の職業民
十二月將	徙魁	金神	陰	凶	申	移徙揺動	竈神、針神、釘神	死喪、金鉄、雨水、官禄、番匠、釘鍛冶、針磨等の職業民
	伝送	金神	陽	吉	酉	遠行商売刀兵掩歩	道路神	喪事、死喪、葬車、掩歩、遠行、遠出人、行商人、義務労役等に関連する非生産的雑業の職業民

そして、この金神七殺方を「司る神」としての金神が官制・陰陽道から完全に廃棄されたことにより、民間の信仰対象として、また周縁の社会構造のなかで分節化された「部分的な役割を担った神」としてではなく、それを超えて「宇宙天地人間，世界全体」を支え人類を救済する「全体的な役割を担う神」〈注42〉として復活再生してくるのは、おそらく真言，台密系僧侶，修験山伏，地神盲僧，卜部流神道者らによる金神攘却，災厄解除の呪法〈注43〉，あるいは民間暦に記載されている金神の伝幡〈注44〉，さらには各地で実施される荒神神楽などで勧請され唱導される行疫神攘却の土公祭文〈注45〉などに散見する金神などを介して，西田長男博士が指摘されるように「金神七殺之方などの陰陽思想の超克にその根拠」〈注46〉を置いて展開した「金光大神」の信仰からであり，そこから独自の「世直し」観を提示した「出口ナオ」の金神信仰〈注47〉へとつながっていったのではないかと推察できるのであり，そこに金神信仰の新たな創造の営みのあることを指摘したいのである。

- 〈注1〉 若杉家本『安倍孝重勘進記』317頁. 村山修一編『陰陽道基礎史料集成』所収，東京美術1987年11月. 尚，伏見宮本にはこの「金神七殺方事」は記載されていない. 詫間直樹，高田義人編著『陰陽道関係史料』参照，汲古書院2001年7月.
- 〈注2〉 『兵範記』四，仁安3年6月26日の条 増補史料大成21，96頁，臨川書店，1965年9月.
- 〈注3〉 『玉葉』卷十二 承安3年正月条 国書双書刊行会293頁，1993年9月.
- 〈注4〉 『玉葉』卷十二 承安3年4月8日条 国書双書刊行会293頁，1993年9月.
- 〈注5〉 『兵範記』四，仁安3年6月26日の条，増補史料大成21，93頁，臨川書店，1965年9月.
- 〈注6〉 『論語』為政第二「子曰，攻乎異端，斯害也已」新釈漢文大系1 52頁，1984年8月.
- 〈注7〉 群書類従第二十六輯所収『諸道勘文』雑部 217～218頁. 「十二籌法」については『占事略決』「十二將所主法第四」神道大系論説編16 陰陽道12頁参照，1986年7月.
- 〈注8〉 小坂真二著『安倍晴明「占事略決」と陰陽道』所収・第三部六壬式占の古占書の研究 『六甲占抄』翻刻参照，296～297頁. 尚，六甲占抄の「口伝」については，「吉田文庫本『六甲占抄』について」の付記

- (288～290頁)に詳しい。汲古書院、2004年11月。
- 〈注9〉中村璋八著『日本陰陽道書の研究』増補版所収『陰陽雑書』第九「方角禁忌」96頁、汲古書院、2000年1月。
- 〈注10〉〈注3〉に同じ。
- 〈注11〉東急文庫本『拾芥抄』上 大東急記念文庫善本叢刊中古中世篇13・類書Ⅱ所収、414～415頁、2004年3月。増訂故實叢書『拾芥抄・禁秘抄考註』502頁。
- 〈注12〉中村璋八著『日本陰陽道書の研究』増補版所収『陰陽略書』一、諸神禁忌法157頁、汲古書院、2000年1月。
- 〈注13〉続群書類従第三十一輯所収『方角禁忌』雑部五十七 423頁。
- 〈注14〉『簠簋内傳』卷第一の五 神道大系論説編16 陰陽道 37頁、1986年7月。
- 〈注15〉『新增簠簋冠注大全』卷一 15～17丁、野州佐野植野 邑住・沙門盛典著、元文五(1740)年十月、江東書肆・西村文刻堂刊行の版本に「巨旦 是即当卷所出 金神七殺 縁起也」とあり、また「金神者 巨旦大王 精魂也。七魂遊行而 殺戮南閩浮堤諸衆生。金神 属 位於西方金 宰(ツカサドル) 殺害有情之業用。而 金生数故 云金神七殺也」とあり、台密系の修験道ではこの巨旦将来の条を金神縁起と位置づけ、「能く此の金神方を謹み敬うを以て、一切の災難を除滅して、大愚闇を転じて大明徳を蒙らしむ」と弘道していたことがわかる。
- 〈注16〉『循環暦』卷之初 12丁表、小泉松卓著、享保2年刊 版本、崇高堂・河内屋八兵衛。
- 〈注17〉『頭書長暦』卷之上 九「金神七殺方」11丁表、14丁 表、小泉松卓著、貞享5年刊、書林鍵屋改版・小森 善左衛門。
- 〈注18〉渡辺敏夫著『日本の暦』第1編総説、第6章第1節 「金神」79～80頁、雄山閣、1976年11月。
- 〈注19〉平田篤胤全集第七卷『牛頭天王神辯』339頁、346頁、 名著出版、2001年2月。
- 〈注20〉仏教大学大学院紀要第33、「『簠簋内伝』の宗教世 界」33～40頁。仏教大学鷹稜文化叢書17、斉藤喜英 著『陰陽道の神々』第4章1「『簠簋内伝』という 謎」161～166頁、思文閣出版、2007年9月。
- 〈注21〉〈注18〉に同じ。第1編総説、第5章第2節「簠簋に ついて」50～51頁。
- 〈注22〉西田長男著『神社の歴史的研究』「祇園牛頭天王縁起 の成立」263頁、塙書房、1966年9月。

- 〈注23〉村山修一著『日本陰陽道史総説』「鎌倉武家社会の陰 陽道」312頁、324頁、塙書房、1991年4月。
- 村山修一著『修験・陰陽道と社寺史料』第2部「陰陽 道の日本的展開」5「牛頭天王信仰と修験道」154 ～155頁、法蔵館、1997年1月。
- 〈注24〉中村璋八著『日本陰陽道書の研究』増補版「簠簋内伝 の鈔本について」235頁、2000年1月。
- 〈注25〉〈注18〉に同じ。第1編総説、第5章第2節「簠簋に ついて」50頁。
- 〈注26〉繁田信一著『陰陽師と貴族社会』「法師陰陽師」104 ～123頁、吉川弘文館、2004年2月。
- 宮家準著『修験道儀礼の研究』第四章「修験道におけ る運勢と卜占」所収「修験道における吉凶と運勢」 253～254頁、春秋社、1985年7月。
- 『修験道章疏』第二卷日本大蔵経編纂会編所収「修 験深秘行法符咒集」卷七「金神除去法」「金神除祈 禱秘事」「趣金神方時咒守」「従金神方来入守内 符」92～94頁、国書刊行会、2000年12月。
- 荒木博之「盲僧の伝承文芸」156～169頁、講座日本の 民俗宗7 民間宗教文芸所収。
- 日本庶民生活史料集成第十七卷 民間芸能、五来重氏 解説「盲僧琵琶」109～117頁。
- また、天台宗玄清法流地神経の『佛説地神大陀羅尼 経』に「この真言を受持して、昼夜に返呪せば、必 ず、応に加護を被りて、障げ無きに応じ、もし大地 を犯作する事を為す共この五龍王等忿心有事無け ん、即ち、呪を説いて曰く」とあり、次いで十二月 将を説き、「三月、従魁酉為金神、阿弥陀仏」「四 月、伝送申為金神、得大勢至菩薩」とある。120 頁、三一書房、1974年9月。
- 神道大系論説編第九 卜部神道(下)所収『事相方内 傳草案』第九卷第八十七「金神祭加持」234頁、神 道大系編纂会発行、1991年12月。
- 続日本古典全集『唯一神道行事次第』第四卷「金神祭 大事」411頁、現代思潮社、1980年1月。
- 〈注27〉村山修一著『修験・陰陽道と社寺史料』第2部「陰陽 道の日本的展開」5「牛頭天王信仰と修験道」154 ～155頁、法蔵館、1997年1月。
- 〈注28〉新訂増補国史大系『交替式・弘仁式・延喜式』前編、 297頁、吉川弘文館、2002年11月。
- 〈注29〉『大日本地名辞書』第二卷、播磨国明石郡「白国」の 条。880頁、富山房、1992年11月。
- 〈注30〉日本古典文学大系『風土記』所収「播磨国風土記」節

- 磨郡枚野の条, 275頁, 岩波書店, 1967年1月.
- 〈注31〉 〈注27〉参照, 『続史料大成』第四十三卷 八坂神社記録一「社家記録四」341頁, 臨川書店, 1985年10月.
- 〈注32〉 関西福祉大学研究紀要第11号所収, 拙論「正史に登場する金神信仰」—金神考・その1, 95~97頁2008年3月.
- 〈注33〉 日本庶民生活史料集成 第二十六卷 神社縁起所収『二十二社式』447頁, 「牛頭天王, 初メ播磨ノ明石ノ浦ニ垂跡セリ. 広峰ニ移リ, 其後北白川東光寺ニ移リ, 其後 人皇五十七代陽成院元慶年中ニ感神院ニ移ル. 託宣ニ曰ク 我天笠祇園精舎守護ノ神云々」とあり, 牛頭天王が祇園の守護神として奉斎されていたことがわかる. 三一書房, 1993年6月.
- 〈注34〉 荒木美智雄編著『世界の民衆宗教』所収 デイブィット・カラスコ論文「コンタクト・ゾーンのジャガー・クリスチャン—アメリカ宗教史の隠された物語—」19~23頁, ミネルヴァ書房 2004年1月.
- 〈注35〉 小坂眞二著『安倍晴明『占事略決』と陰陽道』所収, 第一部安倍晴明撰『占事略決』一解説編 170~171頁, 2004年11月.
- 〈注36〉 中村璋八著『日本陰陽道書の研究』増補版所収 34~37頁, 2000年1月.
- 〈注37〉 盛田嘉徳著『河原巻物』ものと人間の文化史, 90頁, 法政大学出版局 1979年7月.
- 〈注38〉 日本庶民文化史料集成 第一巻所収『備後東城荒神神楽執行諸記録』の「茶屋神楽神数覚帖」に「金神しけつはらひ」「しけはらひ(死氣祓い)」の解除がなされている. 599~601頁, 三一書房, 1974年.
- 〈注39〉 盛田嘉徳著『中世賤民と雑芸能の研究』19頁, 雄山閣 1980年5月.
- 〈注40〉 『中右記』四 永久二年八月条 増補史料大成12345頁, 臨川角店, 1965年8月.
「擗取件犯人也, 稱祇園神人, 仍觸本寺別當, 全不解職如何」とある.
- 〈注41〉 群書類従第二十五輯所収『永久元年記』雑部 441頁, 「先先大衆之訴必有奏状. 今度祇園神民樽被盜日記許也」とある.
- 〈注42〉 荒木美智雄「建学の精神とその背後にあるもの」2008年7月29日, 関西福祉大学教職員研修会でのレジメ. 「金光教祖の出会った神は, それまで誰も知らない神」であり, 「社会の構造の中で部分的な役割を持った神ではなく, 宇宙天地人間, 世界全体を支え, 難儀な人間を立ち行かせる神, 全体的な神」が金光教祖の出会った神「金神」であるとしている.
- 〈注43〉 〈注26〉参照.
- 〈注44〉 木場明志「民間信仰と金神信仰について」金光教教学研究所設立50周年 記念講演レジメ, 2004年9月. 後に『金光教学』45号所収, 2005年9月.
小野光右衛門の稿本(零本)『神道方位考』下巻金光図書館所蔵・安政3(1856)年書写, 五丁裏~六丁表には, 貞享の改暦以降に流布していた「伊勢暦」と同じ年干を採用し, 金神七殺方位のことが説かれていることから, この小野光右衛門により教授された金光大神の金神七殺方については, 木場氏の指摘した播磨地域を経由した簞篋異説に基づく「京暦」からの伝播でないことは明らかである.
- 〈注45〉 日本庶民生活史料集成第十七巻, 民間芸能所収『三河花祭祭文』の「大土公神祭文」(古眞立)に, 「三郎の王子は金神と名附て 西方庚辛の國をゆづり玉ふ」とあり, 五郎の姫宮の御子として「月のこんじん. 日のこんじん. ときのこんじん」とある. 381頁, 385頁. また, 中設楽の「大土公神祭文」に「姫宮なを不足なりやとの玉えば安きことにて候とて」とあり, 次いで「滅門日八風きり五む月十死定業金神七せつ其日のくま玉神までつくりいだして五郎の姫宮に奉る」とある. 390頁, 三一書房 1972年11月.
日本庶民文化史料集成第一巻, 神楽・舞楽, 壬生井上家蔵江戸末期芸北神楽言語唱歌集所収の「五竜王」に「黄竜王のめのは金神の守護とあらはれたまへ」とある. 285頁, 三一書房 1974年9月.
齊藤喜英, 梅野光興編集『いざなぎ流祭文帳』に「金神方位の神祭文」があり, この祭文が家祈祷の時などに読まれている. 135~138頁, 高知県立歴史民俗資料館, 1998年3月.
- 〈注46〉 西田長男著『神社の歴史的研究』「祇園牛頭天王縁起の成立」269頁, 塙書房 1966年9月.
- 〈注47〉 東洋文庫347 村上重良校注『大本神論 天の巻』第一, 第二輯. 平凡社1979年1月.